

平成30年第1回定例会（2月議会）
予算及び付託議案審査関係資料（当初関係）

平成30年2月23日
総務部

【予算関係】

- 資料1 平成30年度当初予算に関する説明資料 (財政課)
- 資料2 県人会ネットワーク化推進事業について (総務課)
- 資料3 行幸啓事務費について (秘書課)
- 資料4 広報事業について (広報広聴課)
- 資料5 全国瞬時警報システム更新整備事業について (総合防災課)
- 資料6 ICT等を活用した住民避難行動支援事業について (総合防災課)

【議案関係】

- 資料7 「秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案」について
(議案第65号) (財政課)
- 資料8 「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」等について
(議案第66号・議案第67号・議案第68号) (税務課)

資料1 (当初予算関係)

平成30年2月23日
財 政 課

平成30年度当初予算
に関する説明資料

(議 案 第 4 4 号)

平成30年度当初予算 主要な歳入増減調書 (前年度6月補正後との比較)

(単位：千円)

| 区 分 | 増 減 額 | 増 額 内 訳 | 減 額 内 訳 |
|---------------|-------------|--|---|
| 1 県 税 | 67,000 | 軽油引取税 328,000 (8,565,000 → 8,893,000) 地方消費税 189,000 (16,264,000 → 16,453,000) | 事業税 △ 499,000 (18,579,000 → 18,080,000) |
| 2 地方消費税清算金 | 2,482,000 | 地方消費税清算金 2,482,000 (37,029,000 → 39,511,000) | |
| 3 地方譲与税 | | | |
| 4 地方特例交付金 | | | |
| 5 地方交付税 | △ 3,834,000 | | 地方交付税 △ 3,834,000 (195,297,000 → 191,463,000) |
| 6 交通安全対策特別交付金 | | | |
| 7 分担金及び負担金 | 1,036,604 | 農林水産業費負担金 582,531 (840,424 → 1,422,955) 農林水産業費分担金 464,841 (600,067 → 1,064,908) 土木費負担金 15,617 (310,401 → 326,018) | 衛生費負担金 △ 25,858 (59,373 → 33,515) |
| 8 使用料及び手数料 | △ 73,558 | 港湾使用料 45,365 (746,353 → 791,718) | 高等学校使用料 △ 85,295 (2,497,975 → 2,412,680) 土木管理手数料 △ 32,290 (130,176 → 97,886) |
| 9 国庫支出金 | 5,493,868 | ほ場整備事業費 3,572,680 (2,868,827 → 6,441,507) 過年災害復旧事業費 2,230,057 (124,200 → 2,354,257) 河川改修事業費 883,000 (1,356,000 → 2,239,000) 県・市連携文化施設整備事業費 595,733 (0 → 595,733) 災害復旧助成事業費 546,900 (0 → 546,900) | 国民健康保険指導費 △ 862,100 (862,100 → 0) 基盤整備促進事業費 △ 814,722 (1,357,408 → 542,686) 産地競争力強化対策費 △ 746,700 (746,700 → 0) 資源循環型畜産確立対策事業費 △ 427,500 (442,500 → 15,000) |

| 区 分 | 増 減 額 | 増 額 内 訳 | 減 額 内 訳 |
|------------|--------------|---|---|
| 10 財 産 収 入 | △ 341,761 | 土地貸付収入 1,020 (110,017 → 111,037) | 林業開発基金利子収入 △ 129,925 (129,925 → 0) 県営林売却収入 △ 77,420 (200,683 → 123,263) 土地売却収入 △ 44,252 (99,839 → 55,587) 航空機売却収入 △ 43,501 (43,501 → 0) |
| 11 寄 付 金 | 22,381 | 一般寄附金 22,788 (7,445 → 30,233) | |
| 12 繰 入 金 | △ 6,358,294 | 中小企業振興臨時対策基金繰入金 62,898 (0 → 62,898) 芸術文化振興基金繰入金 27,825 (46,314 → 74,139) | 地域活性化対策基金繰入金 △ 3,220,000 (9,100,000 → 5,880,000) 財政調整基金繰入金 △ 2,018,011 (4,910,011 → 2,892,000) 農林漁業振興臨時対策基金繰入金 △ 573,014 (2,514,119 → 1,941,105) 高齢者健康保持及び地域支援体制整備基金繰入金 △ 476,000 (476,000 → 0) |
| 13 繰 越 金 | △ 1,822,417 | | 前年度繰越金 △ 1,822,417 (1,822,418 → 1) |
| 14 諸 収 入 | △ 13,450,702 | 県・市連携文化施設整備事業費 170,061 (70,830 → 240,891) 換地清算金 103,601 (38,311 → 141,912) | 県制度資金貸付金元利収入 △ 12,860,203 (61,133,992 → 48,273,789) |
| 15 県 債 | 8,478,700 | ほ場整備事業費 2,309,200 (1,261,800 → 3,571,000) 過年発生土木災害復旧事業費 1,220,400 (65,700 → 1,286,100) 国直轄河川事業負担金 1,117,700 (2,166,700 → 3,284,400) 河川改修事業費 1,077,700 (1,326,600 → 2,404,300) 警察施設整備事業費 1,044,300 (206,100 → 1,250,400) | 臨時財政対策債 △ 1,427,000 (25,719,000 → 24,292,000) 高等学校整備事業費 △ 1,029,700 (1,496,800 → 467,100) 地方道路等整備事業費 △ 949,800 (7,239,800 → 6,290,000) 土木自然災害防止事業費 △ 298,700 (3,947,500 → 3,648,800) 土木河川等整備事業費 △ 143,200 (2,013,700 → 1,870,500) |
| 合 計 | △ 8,300,179 | 588,560,179→580,260,000 | |

平成30年度当初予算 主要な目的別増減調書 (前年度6月補正後との比較)

(単位:千円)

| 区分 | 増減額 | 増額内訳 | 減額内訳 |
|----------|-------------|---|---|
| 1 議会費 | △ 11,237 | 県議会ホームページ会議録検索システム整備事業 10,498 (0 → 10,498) | 第8回北東アジア地区地方議会議長フォーラム開催事業 △ 17,673 (17,673 → 0) |
| 2 総務費 | △ 813,845 | 県・市連携文化施設整備事業 1,532,146 (191,292 → 1,723,438) 八橋陸上競技場整備支援事業 317,058 (0 → 317,058) | 県有体育施設整備・改修事業 △ 692,126 (1,208,287 → 516,161) 震度情報ネットワークシステム更新整備事業 △ 399,912 (399,912 → 0) 知事選挙費 △ 387,126 (387,126 → 0) 税務総合システム更新事業 △ 244,685 (244,685 → 0) 田沢湖ハイツ解体事業 △ 152,123 (152,123 → 0) |
| 3 民生費 | △ 3,516,688 | 介護・訓練等給付費等負担金 352,950 (5,704,580 → 6,057,530) 地域支援事業交付金 134,454 (668,441 → 802,895) 児童会館修繕事業 131,459 (11,556 → 143,015) | 全国健康福祉祭開催事業 △ 1,026,304 (1,026,304 → 0) 国民健康保険財政安定化基金積立金 △ 862,148 (862,148 → 0) 地域介護福祉施設等整備事業 △ 604,352 (846,448 → 242,096) |
| 4 衛生費 | 361,404 | 地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業 794,842 (3,683,466 → 4,478,308) 動物にやさしい秋田推進事業 129,502 (429,416 → 558,918) 休廃止鉱山鉱害防止事業 86,193 (62,276 → 148,469) | 医療提供体制整備費補助事業 △ 143,271 (170,805 → 27,534) 県単自然公園等施設整備事業 △ 126,603 (221,027 → 94,424) 難病等医療費助成事業 △ 109,768 (1,309,102 → 1,199,334) 厚生連病院移転新築支援事業 △ 107,921 (313,361 → 205,440) |
| 5 労働費 | △ 17,320 | 職業能力開発支援事業 62,083 (425,960 → 488,043) | 秋田を支える人材確保支援事業 △ 66,420 (66,420 → 0) 給与費 △ 13,116 (620,525 → 607,409) |
| 6 農林水産業費 | 2,832,010 | 経営体育成基盤整備事業 6,915,772 (5,593,468 → 12,509,240) 秋田のしいたけ販売三冠王獲得事業 292,506 (349,755 → 642,261) | 基盤整備促進事業 △ 814,123 (1,340,656 → 526,533) 新技術で創る秋田型周年園芸推進事業 △ 776,085 (781,607 → 5,522) 畜産環境総合整備事業 △ 453,674 (470,150 → 16,476) |

| 区 分 | 増 減 額 | 増 額 内 訳 | 減 額 内 訳 |
|--------------|--------------|--|---|
| 7 商 工 費 | △ 13,731,105 | あきた中小企業応援ファンド事業 375,860 (0 → 375,860) 観光施設魅力向上事業 147,070 (91,059 → 238,129) 選ばれる観光拠点づくり総合対策事業 97,600 (0 → 97,600) | 経営安定資金貸付事業 △ 8,501,184 (32,344,396 → 23,843,212) 中小企業振興資金貸付事業 △ 3,331,917 (24,131,101 → 20,799,184) 新事業展開資金貸付事業 △ 1,183,835 (5,181,068 → 3,997,233) 企業立地促進事業 △ 689,833 (3,919,047 → 3,229,214) |
| 8 土 木 費 | 3,420,204 | 河川改修事業 1,849,070 (2,830,150 → 4,679,220) 河川災害復旧助成事業 1,148,490 (0 → 1,148,490) 災害関連事業 962,886 (250,000 → 1,212,886) 国直轄河川事業負担金 877,026 (2,407,500 → 3,284,526) | 地方道路等整備事業 △ 912,000 (3,102,000 → 2,190,000) 県単河川改良事業 △ 538,655 (4,513,078 → 3,974,423) あきた安全安心住まい推進事業 △ 366,226 (806,120 → 439,894) |
| 9 警 察 費 | 1,766,556 | 横手警察署改築事業 1,687,715 (88,755 → 1,776,470) | 交通安全施設整備・維持管理事業 △ 189,799 (860,900 → 671,101) 交通管制システム整備事業 △ 52,720 (120,214 → 67,494) |
| 10 教 育 費 | △ 3,135,763 | 比内支援学校整備事業 308,681 (92,787 → 401,468) 能代地区専門系統合校整備事業 119,025 (86,585 → 205,610) | 給与費 △ 1,550,358 (89,445,388 → 87,895,030) 大曲農業高等学校整備事業 △ 667,694 (667,694 → 0) 秋田工業高等学校整備事業 △ 510,481 (635,341 → 124,860) 埋蔵文化財分布発掘調査 △ 98,733 (130,035 → 31,302) |
| 11 災 害 復 旧 費 | 3,589,857 | 過年発生土木災害復旧事業 3,443,100 (197,403 → 3,640,503) | |
| 12 公 債 費 | 244,848 | 公債費(元金) 2,098,023 (89,505,734 → 91,603,757) | 公債費(利子) △ 1,849,002 (11,817,107 → 9,968,105) |
| 13 諸 支 出 金 | 710,900 | 地方消費税交付金 694,000 (19,130,000 → 19,824,000) 地方消費税清算金 139,000 (16,093,000 → 16,232,000) | 配当割交付金 △ 152,000 (376,000 → 224,000) |
| 14 予 備 費 | | | |
| 合 計 | △ 8,300,179 | 588,560,179→580,260,000 | |

平成30年度当初予算 主要な性質別増減調書 (前年度6月補正後との比較)

(単位:千円)

| 区分 | 増減額 | 増額内訳 | 減額内訳 |
|------------------|---|---|--|
| 1 人件費 | △ 2,062,572 | 警察本部給与費 431,857 (19,929,894 → 20,361,751) | 教育委員会給与費 △ 1,550,358 (89,445,388 → 87,895,030) 知事部局等給与費 △ 839,330 (29,460,549 → 28,621,219) |
| 2 物件費 | △ 1,376,678 | 徴収取扱費 140,517 (238,220 → 378,737) 高等学校運営費 82,495 (1,624,152 → 1,706,647) デジタルプロモーション推進事業 32,267 (24,872 → 57,139) | 全国健康福祉祭開催事業 △ 724,456 (724,456 → 0) 税務総合システム更新事業 △ 244,685 (244,685 → 0) 交通安全施設整備・維持管理事業 △ 112,920 (559,169 → 446,249) |
| 3 その他の行政経費 | 扶助費 △ 224,166 | 児童保護費負担金 56,803 (764,177 → 820,980) | 難病等医療費助成事業 △ 96,243 (1,259,206 → 1,162,963) |
| | | 障害者自立支援医療事業 16,424 (1,550,174 → 1,566,598) | 公立高等学校等就学支援費 △ 60,995 (2,521,830 → 2,460,835) 肝炎治療特別促進事業 △ 45,827 (208,176 → 162,349) |
| | | | |
| | 補助費等 △ 6,824,642 | 地方消費税交付金 694,000 (19,130,000 → 19,824,000) | 国保財政調整交付金 △ 5,519,355 (5,519,355 → 0) |
| | | 経営体育成基盤整備事業 497,495 (292,901 → 790,396) | 高額医療費共同事業 △ 1,124,065 (1,124,065 → 0) |
| | | 介護・訓練等給付費等負担金 352,950 (5,704,580 → 6,057,530) | 知事選挙費 △ 380,330 (380,330 → 0) あきた安全安心住まい推進事業 △ 363,770 (785,770 → 422,000) |
| 積立金 △ 1,456,408 | 秋田県水と緑の森づくり基金積立金 10,005 (442,000 → 452,005) | 国民健康保険財政安定化基金積立金 △ 862,148 (862,148 → 0) 地域医療介護総合確保基金積立金 △ 352,825 (1,021,204 → 668,379) | |
| | 投資及び出資金 △ 1,000 | 着地型インバウンド推進旅行会社出資事業 △ 1,000 (1,000 → 0) | |
| 貸付金 △ 13,325,272 | あきた中小企業応援ファンド 375,860 (0 → 375,860) | 経営安定資金貸付事業 △ 8,376,000 (31,954,000 → 23,578,000) 中小企業振興資金貸付事業 △ 3,283,000 (23,893,000 → 20,610,000) | |

| 区 分 | 増 減 額 | 増 額 内 訳 | 減 額 内 訳 |
|-------------|-------------|---|---|
| 4 維持修繕費 | 42,145 | 県単河川等環境維持修繕事業 58,130 (91,750 → 149,880) 空港安全対策事業 23,000 (131,000 → 154,000) | 学校営繕費 △ 30,190 (136,341 → 106,151) ダム管理費 △ 11,275 (217,582 → 206,307) |
| 5 補助投資事業費 | 10,780,281 | 経営体育成基盤整備事業 6,418,277 (5,300,567 → 11,718,844) 河川改修事業 1,849,070 (2,830,150 → 4,679,220) 県・市連携文化施設整備事業 1,706,144 (0 → 1,706,144) 横手警察署改築事業 1,683,215 (88,755 → 1,771,970) 河川災害復旧助成事業 1,148,490 (0 → 1,148,490) | 基盤整備促進事業 △ 814,123 (1,340,656 → 526,533) 新技術で創る秋田型周年園芸推進事業 △ 746,700 (746,700 → 0) 地域介護福祉施設等整備事業 △ 536,770 (711,070 → 174,300) |
| 6 単独投資事業費 | △ 5,058,104 | 環日本海クルーズ推進事業 328,000 (0 → 328,000) 八橋陸上競技場整備支援事業 317,058 (0 → 317,058) 県有建築物大規模修繕事業 226,125 (514,241 → 740,366) | 地方道路等整備事業 △ 912,000 (3,102,000 → 2,190,000) あきた未来づくり交付金事業 △ 902,700 (1,184,000 → 281,300) 県有体育施設整備・改修事業 △ 702,679 (1,185,675 → 482,996) 企業立地促進事業 △ 695,714 (3,878,938 → 3,183,224) 大曲農業高等学校整備事業 △ 667,694 (667,694 → 0) |
| 7 補助災害復旧事業費 | 3,481,330 | 過年発生土木災害復旧事業 3,443,100 (197,403 → 3,640,503) | |
| 8 単独災害復旧事業費 | 108,550 | 県単災害復旧事業 88,700 (210,700 → 299,400) | |
| 9 国直轄事業負担金 | 838,854 | 国直轄河川事業負担金 877,026 (2,407,500 → 3,284,526) | 国直轄土地改良事業負担金 △ 53,039 (756,745 → 703,706) |
| 10 公 債 費 | 249,021 | 公債費(元金) 2,098,023 (89,505,734 → 91,603,757) | 公債費(利子) △ 1,849,002 (11,817,107 → 9,968,105) |
| 11 繰 出 金 | 6,528,482 | 国保財政調整繰出金 5,360,675 (0 → 5,360,675) 高額医療費負担事業 1,171,281 (0 → 1,171,281) | 地域総合整備資金特別会計繰出金 △ 76,709 (100,262 → 23,553) 下水道事業特別会計繰出金 △ 56,006 (902,185 → 846,179) |
| 合 計 | △ 8,300,179 | 588,560,179→580,260,000 | |

県人会ネットワーク化推進事業について

平成 30 年 2 月 23 日

総 務 課

1 目的

県と県人会、県人会相互のネットワーク化を図りながら、県外における秋田の魅力や情報の発信などの、県人会によるふるさと秋田の応援活動の展開につながる取組を進める。

2 事業費 13,567千円 (① 15千円、② 13,552千円)

| 内訳 | 金額 |
|------|---------|
| ・報酬 | 5,225千円 |
| ・委託料 | 3,023千円 |
| ・使用料 | 2,451千円 |
| ・旅費 | 1,448千円 |
| ・共済費 | 849千円 |
| ・役務費 | 321千円 |
| ・需用費 | 250千円 |

3 事業内容

(1) 県と県人会の協働・連携による取組の実施

- ① イベントなどを通じた県人会との連携
 - ・全国ふるさと県人会まつり（名古屋市）など、地域イベントにおける秋田の魅力発信
- ② 県と県人会の双方向による秋田関連情報の収集・発信
 - ・県から、移住・定住セミナー情報やAターン情報を提供
 - ・県人会から、県にゆかりのある方々の様々な活動やイベント情報を提供
- ③ 「あきた情報プラザ」を拠点とした北海道地区における県人会の連携促進及び秋田の情報発信

(2) 秋田の応援の輪の拡大

- ① 県人会ホームページ「あきたじん」の運営
 - ・県及び県人会による様々な情報発信
 - ・県人会への入会申込み受付
- ② スポーツの応援を通じた秋田ファンの獲得
 - ・県外で試合を行う本県のプロスポーツチームの応援を通じた新たな秋田ファンの獲得
- ③ 県人会等交流推進員の配置
 - ・秋田、東京、名古屋、大阪及び福岡に「県人会等交流推進員」を配置し、全国各地の県人会情報の収集や、ホームページ、フェイスブックによる情報発信などを実施

【参考】

県人会に係る主な数値データ（平成30年1月末現在）

- 1 団体数：240
- 2 会員数：102,902人
- 3 県人会ホームページ「あきたじん」アクセス数：
16,394件（平成29年度）
- 4 フェイスブック「全国あきた県人会」アクセス数：
110,456件（平成29年度）
- 5 「あきたじん」からの入会者数（人）

| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 累計 |
|--------|--------|--------|-----|
| 45 | 108 | 78 | 231 |

※平成27年10月ホームページ開設

- 6 「あきたじん」からの入会者の平均年齢：44.9歳

行幸啓事務費について

平成30年2月23日

秘 書 課

1 目的

平成31年秋季に開催する「第39回全国豊かな海づくり大会・あきた大会」に、皇室の御来県を予定しており、式典への御臨席や御視察が円滑に実施されるよう必要な準備を行う。

2 大会の概要

水産資源の保護・管理と海や湖沼・河川の環境保全の大切さを広く国民に訴えとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて、漁業の振興と発展を図る。

- (1) 時 期 平成31年秋季
- (2) 主 催 豊かな海づくり大会推進委員会・秋田県
- (3) 後 援 農林水産省・環境省
- (4) 会 長 衆議院議長
- (5) 会場地 秋田市
- (6) 行 事 ○式典行事（水産団体等表彰、海づくりメッセージ等）
○海上歓迎・放流行事（漁船パレード、稚魚放流等）
○歓迎レセプション
○イベント等関連行事

3 事業費 4,808千円（○4,808千円）

- (1) 旅 費 平成30年度開催県調査、宮内庁協議等 2,990千円
- (2) 需用費 消耗品、コピー代 1,424千円
- (3) 役務費 通信運搬費 228千円
- (4) 委託料 版下図面データ作成 130千円
- (5) 使用料 高速道路料金 36千円

広報事業について

平成30年2月23日

広報広聴課

1 事業の目的

迅速かつ正確な県政情報の発信により、県政への理解と信頼を深めるとともに、県政への参画意欲を向上させ、県民との協働による「元気」の創出を図る。

2 事業費 96,071千円（ \oplus 4,315千円、 \ominus 91,756千円）

【内訳】

- ・委託料 62,581千円
- ・役務費 33,295千円
- ・旅費 175千円
- ・報償費 20千円

3 事業内容

（1）全戸配布広報紙 53,304千円

県広報の主力媒体と位置付け、県政特集を中心に、県民生活に密着した情報も併せて発信する。

【うち当初予算追加分：秋田市内配布経費等 5,389千円】

（2）新聞広報 14,879千円

施策や事業を掘り下げた特集記事や県からのお知らせを地元紙で発信する。

（3）テレビ広報 25,890千円

施策や事業の紹介、県民が元気になるような情報を、映像や音声、字幕や手話により分かりやすく発信する。

【うち当初予算追加分：事務費 132千円】

（4）ラジオ広報 1,998千円

お出かけ情報等の耳寄りな情報を、パーソナリティとの掛け合いで親しみやすく発信する。

【全額当初予算追加分：委託費 1,998千円】

全国瞬時警報システム更新整備事業について

平成30年2月23日

総合防災課

1 目的

全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達機会の増加等に伴い、現行受信機器の負荷が増大していることから、全国一斉にシステム構成機器の更新を行い、より迅速・確実な情報伝達体制を構築する。

2 事業費 2,727千円（ 債 2,000千円、 国 727千円）

（内訳：委託料 2,727千円）

※ 県債は、緊急防災・減災事業債を活用予定

3 事業内容及び実施効果について

（1）事業内容

平成19年度に導入したJアラートを構成する機器（受信機、操作端末用PC等）を一括更新する。

【整備費の内訳】

- ・機器費（受信機、操作端末用PC、ルータ等） 2,160千円
- ・労務費（機器取付・調整工事費等） 567千円

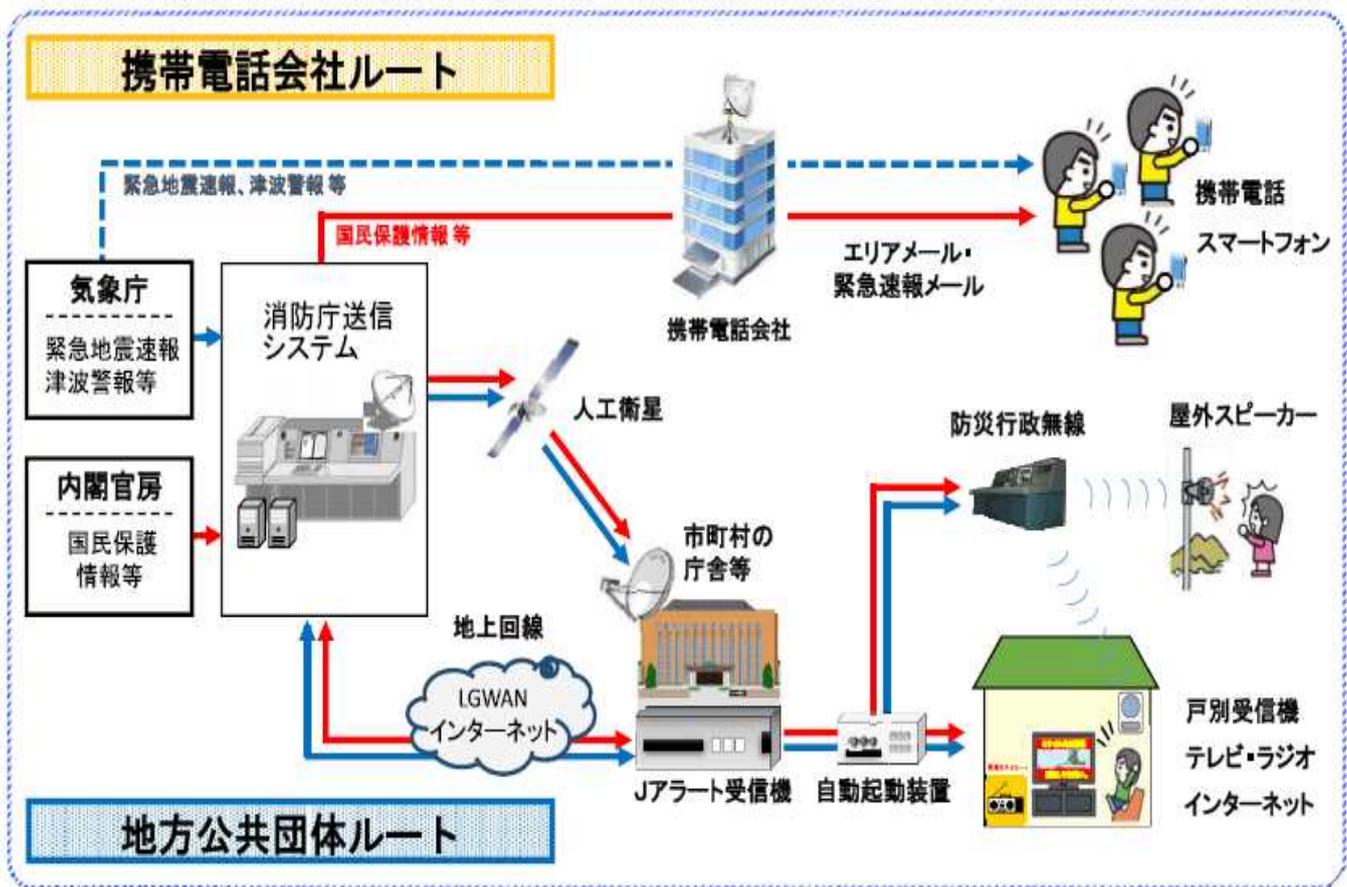
（2）更新による効果

- ・処理速度が速くなり、住民への迅速な情報伝達が可能となる。
- ・特別警報名を付与した音声を再生するなど、音声出力機能が充実する。

【参考】全国瞬時警報システム（Jアラート）について

弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星及び地上回線を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を經由）から送信し、市町村防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を即時に伝達するシステム。

県内市町村の整備状況については、平成23年10月までに全ての市町村において整備が完了している。



ICT等を活用した住民避難行動支援事業について

平成30年2月23日

総合防災課

1 目 的

地域住民に対する災害知識の定着や災害時の自主的で迅速な避難行動を促進するため、市町村が実施するICT等を活用した災害シミュレーション映像等の導入を支援する。

2 事業費 10,000千円（⊖10,000千円）
（内訳：補助金 10,000千円）

3 事業内容

津波による浸水や水害等の災害が発生した際の避難行動を具体的にイメージすることができる、シミュレーション映像等の導入に要する経費に対して補助する。

（1）補助対象 市町村

（2）補助対象経費

津波浸水想定、火山ハザードマップ、水害ハザードマップ等、自治体が設定する災害想定に基づく避難シミュレーション映像、アニメーション動画、避難誘導アプリケーション等の導入に要する経費

（3）補助率 1/2

（4）限度額 1市町村当たり10,000千円

（5）事業年度 平成30～32年度

4 平成30年度補助対象事業

（1）実施予定市町村 秋田市

（2）事業内容

津波シミュレーションシステム導入事業

- ・津波発生時の迅速かつ的確な避難行動を疑似体験を通じて理解することができるシミュレーションシステムの導入を予定
- ・事業費 29,686千円

(参考1：他県における取組事例)



【 神奈川県鎌倉市 】



【 青森県鱒ヶ沢町 】

(参考2：市町村における平成31年度以降の導入検討状況について)

- ・ 鹿角市、潟上市、八峰町、井川町の4市町で導入を検討

「秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案」 について (議案第 65 号)

平成 30 年 2 月 23 日
財 政 課

1 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令 (平成 30 年政令第 10 号) の施行により、2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請等に係る手数料の徴収に関する規定を整備するとともに、危険物取扱者免状の交付の申請等に係る手数料の額を改定する必要がある。

2 改正内容

(1) 消防法関係手数料 (第 8 条関係)

危険物取扱者免状の交付の申請等に係る手数料の額を次のとおり引き上げることとする。

(1 件につき)

| 区 分 | 改 正 前 | 改 正 後 |
|-----------------|----------|----------|
| 危険物取扱者免状の交付の申請 | 2, 800 円 | 2, 900 円 |
| 危険物取扱者免状の再交付の申請 | 1, 800 円 | 1, 900 円 |
| 危険物取扱者試験の受験の出願 | | |
| 甲種危険物取扱者試験 | 5, 000 円 | 6, 500 円 |
| 乙種危険物取扱者試験 | 3, 400 円 | 4, 500 円 |
| 丙種危険物取扱者試験 | 2, 700 円 | 3, 600 円 |
| 消防設備士免状の交付の申請 | 2, 800 円 | 2, 900 円 |
| 消防設備士免状の再交付の申請 | 1, 800 円 | 1, 900 円 |
| 消防設備士試験の受験の出願 | | |
| 甲種消防設備士試験 | 5, 000 円 | 5, 700 円 |
| 乙種消防設備士試験 | 3, 400 円 | 3, 800 円 |

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料 (第 9 条関係)

2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請をする者から 1 件につき 147, 000 円、同特例の認定に係る事項の変更の認定の申請をする者から 1 件につき 134, 000 円の手数料を徴収することとする。

(3) 使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料 (第 10 条関係)

破碎業の事業の範囲の変更の許可の申請に係る手数料の額を 67, 000 円 (現行 75, 000 円) に引き下げることとする。

(4) 高圧ガス保安法関係手数料（第18条関係）

容器検査又は容器再検査の申請のうち次の容器に係るものの手数料の額を次のとおり引き下げることとする。

（1個につき）

| 区 分 | 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|--|--|
| ①繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器を除く。） | 180円 | 160円 |
| ②高強度鋼容器（①を除く。） | | |
| 内容積30リットル以上の容器 | 220円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに4円を加えた金額 | 210円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円を加えた金額 |
| 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 | 220円 | 210円 |
| ③その他の容器のうち内容積1リットル未満の容器 | 90円 | 80円 |

(5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料（第19条関係）

充填設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に係る手数料の額を17,000円（現行19,000円）に変更に係る充填設備の数を乗じて得た金額に引き下げることとする。

(6) 砂利採取法関係手数料（第23条関係）

砂利の採取計画の認可（河川管理者として行うものに限る。）の申請に係る手数料を33,900円（現行37,700円）に、同計画の変更認可（河川管理者として行うものに限る。）の申請に係る手数料を15,000円（現行17,000円）に、それぞれ引き下げることとする。

(7) 建築士法関係手数料（第24条関係）

2級建築士試験又は木造建築士試験の受験の出願に係る手数料の額を17,700円（現行16,900円）に引き上げることとする。

3 施行期日

この条例は、2(2)から(7)までは平成30年4月1日から、2(1)は同年5月1日から施行することとする。

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(消防法関係手数料)</p> <p>第八条 県は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下この条において「法」という。）、危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下この条において「令」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一 法第十三条の二第三項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付の申請 二千九百円</p> <p>二 略</p> <p>三 危険物の規制に関する政令第三十五条第一項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付の申請 千九百円</p> <p>四 法第十三条の三第三項の規定に基づく危険物取扱者試験の受検の出願</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 甲種危険物取扱者試験 六千五百円</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ 乙種危険物取扱者試験 四千五百円</p> <p style="margin-left: 2em;">ハ 丙種危険物取扱者試験 三千六百元</p> <p>五 略</p> <p>六 法第十七条の七第一項の規定に基づく消防設備士免状の交付の申請 二千九百円</p> <p>七 略</p> | <p>(消防法関係手数料)</p> <p>第八条 県は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下この条において「法」という。）、危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下この条において「令」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一 法第十三条の二第三項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付の申請 二千八百円</p> <p>二 略</p> <p>三 危険物の規制に関する政令第三十五条第一項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付の申請 千八百円</p> <p>四 法第十三条の三第三項の規定に基づく危険物取扱者試験の受検の出願</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 甲種危険物取扱者試験 五千円</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ 乙種危険物取扱者試験 三千四百円</p> <p style="margin-left: 2em;">ハ 丙種危険物取扱者試験 二千七百元</p> <p>五 略</p> <p>六 法第十七条の七第一項の規定に基づく消防設備士免状の交付の申請 二千八百円</p> <p>七 略</p> |

八 令第三十六条の六第一項の規定に基づく消防設備士免状の再交付の申請 千九百円

九 法第十七条の八第三項の規定に基づく消防設備士試験の受験の申請
イ 甲種消防設備士試験 五千七百元
ロ 乙種消防設備士試験 三千八百円

十 略
2 5 4 略

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料)

第九条 県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下この条において「法」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一 法第十二条の七第一項の規定 十四万七千円

二 法第十二条の七第七項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請 十三万四千円

三 法第十二条の七第七項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請 略

四 法第十二条の七第七項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請 略

(使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料)
第十条 県は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下この条において「法」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請をする者から、一件につき

八 令第三十六条の六第一項の規定に基づく消防設備士免状の再交付の申請 千八百円

九 法第十七条の八第三項の規定に基づく消防設備士試験の受験の申請
イ 甲種消防設備士試験 五千元
ロ 乙種消防設備士試験 三千四百円

十 略
2 5 4 略

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料)

第九条 県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下この条において「法」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一 法第十二条の七第一項の規定 略

二 法第十二条の七第七項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請 略

三 法第十二条の七第七項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請 略

四 法第十二条の七第七項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請 略

(使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料)
第十条 県は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下この条において「法」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請をする者から、一件につき

それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一 四 略

五 法第七十条第一項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請

六万七千円

(高圧ガス保安法関係手数料)

第十八条 県は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。

以下この条において「法」という。）及び高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下この条において「令」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件又は一個につきそれぞれ当該各号に定める額の手数を徴収する。

一 十六 略

十七 令第十八条第二項第三号の規定に基づく法第四十四条第一項に規定する容器検査又は令第十八条第二項第四号の規定に基づく法第四十九条第一項に規定する容器再検査の申請

イ 温度零下五十度以下の液化ガスを充填する

ための容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 略

(3) 略

ロ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（イに規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 略

(3) 略

それぞれ当該各号に定める額の手数を徴収する。

一 四 略

五 法第七十条第一項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請

七万五千円

(高圧ガス保安法関係手数料)

第十八条 県は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。

以下この条において「法」という。）及び高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下この条において「令」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件又は一個につきそれぞれ当該各号に定める額の手数を徴収する。

一 十六 略

十七 令第十八条第二項第三号の規定に基づく法第四十四条第一項に規定する容器検査又は令第十八条第二項第四号の規定に基づく法第四十九条第一項に規定する容器再検査の申請

イ 温度零下五十度以下の液化ガスを充てんするため

の容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 略

(3) 略

ロ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（イに規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 略

(3) 略

-
- (4) 内容積一リットル以上五リットル未満の容器
一個につき百六十円
- (5) 略
- ハ 高強度鋼容器（イ又はロに規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 内容積三十リットル以上の容器
一個につき二百十円
に十リットル又は十リットルに満たない端数を増すごとに三円を加えた金額
- (2) 内容積五リットル以上三十リットル未満の容器
一個につき二百十円
- (3)・(4) 略
- ニ その他の容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1)・(6) 略
- (7) 内容積一リットル未満の容器
一個につき八十円
-

- (4) 内容積一リットル以上五リットル未満の容器
一個につき百八十円
- (5) 略
- ハ 高強度鋼容器（イ又はロに規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 内容積三十リットル以上の容器
一個につき二百二十円
に十リットル又は十リットルに満たない端数を増すごとに四円を加えた金額
- (2) 内容積五リットル以上三十リットル未満の容器
一個につき二百二十円
- (3)・(4) 略
- ニ その他の容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1)・(6) 略
- (7) 内容積一リットル未満の容器
一個につき九十円
-

十八・十九 略

二十 令第十八条第二項第三号の

千四百円

規定に基づく法第五十四条第二
項に規定する容器に充填する
高圧ガスの種類又は圧力の変更
に係る刻印等の申請

2・3 略

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係
手数料)

第十九条 県は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に關する法律（以下この条において「法」という。）に基づく事務についで次の各号に掲げる申請、請求又は出願をする者から、一件、一通又は一回につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一 十一 略

十二 法第三十七条の四第一項の
規定に基づく充填設備 による
液化石油ガスの充てんの許可の
申請 二万八千円に充填設備 の数
を乗じて得た金額

十三 法第三十七条の四第三項に
おいて準用する法第三十七条の
二第一項の規定に基づく充填設
備 の所在地、構造、設備又は
装置の変更の許可の申請

十四 法第三十七条の四第四項に
おいて準用する法第三十七条の
三第一項の規定に基づく法第三
十七条の四第一項の許可に係る
充填設備 の完成検査の申請 一万七千円に変更に係る充填
設備 の数を乗じて得た金額

三万六千円に充填設備 の数
を乗じて得た金額

三万六千円に充てん設備 の数
を乗じて得た金額

三万六千円に充てん設備 の数
を乗じて得た金額

三万六千円に充てん設備 の数
を乗じて得た金額

十八・十九 略

二十 令第十八条第二項第三号の

千四百円

規定に基づく法第五十四条第二
項に規定する容器に充てんする
高圧ガスの種類又は圧力の変更
に係る刻印等の申請

2・3 略

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係
手数料)

第十九条 県は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に關する法律（以下この条において「法」という。）に基づく事務についで次の各号に掲げる申請、請求又は出願をする者から、一件、一通又は一回につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一 十一 略

十二 法第三十七条の四第一項の
規定に基づく充てん設備 による
液化石油ガスの充てんの許可の
申請 二万八千円に充てん設備 の数
を乗じて得た金額

十三 法第三十七条の四第三項に
おいて準用する法第三十七条の
二第一項の規定に基づく充てん
設備 の所在地、構造、設備又は
装置の変更の許可の申請

十四 法第三十七条の四第四項に
おいて準用する法第三十七条の
三第一項の規定に基づく法第三
十七条の四第一項の許可に係る
充てん設備 の完成検査の申請 一万九千円に変更に係る充て
ん設備 の数を乗じて得た金額

三万六千円に充てん設備 の数
を乗じて得た金額

三万六千円に充てん設備 の数
を乗じて得た金額

三万六千円に充てん設備 の数
を乗じて得た金額

三万六千円に充てん設備 の数
を乗じて得た金額

十五 法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第一項の規定に基づく法第三十七条の四第三項において準用する法第三十七条の二第一項の許可に係る充墳設備の完成検査の申請

十六 法第三十七条の六第一項の規定に基づく充墳設備の保安設備の数に乗じて得た金額

検査の申請

十七 略

2・3 略

(砂利採取法関係手数料)

第二十三条 県は、砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号。以下この条において「法」という。）に基づく事務（河川管理者として行うものに限る。）について次の各号に掲げる申請をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一 法第十六条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請

二 法第二十条第一項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請

三 法第二十条第一項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請

可の申請

(建築士法関係手数料)

第二十四条 県は、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下この条において「法」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

十五 法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第一項の規定に基づく法第三十七条の四第三項において準用する法第三十七条の二第一項の許可に係る充てん設備の完成検査の申請

十六 法第三十七条の六第一項の規定に基づく充てん設備の保安設備の数に乗じて得た金額

検査の申請

十七 略

2・3 略

(砂利採取法関係手数料)

第二十三条 県は、砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号。以下この条において「法」という。）に基づく事務（河川管理者として行うものに限る。）について次の各号に掲げる申請をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一 法第十六条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請

二 法第二十条第一項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請

三 法第二十条第一項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請

可の申請

(建築士法関係手数料)

第二十四条 県は、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下この条において「法」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一 略
二 法第十三条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の受験の出願 一万七千七百円
2
4
略

一 略
二 法第十三条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の受験の出願 一万六千九百円
2
4
略

「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」等について
(議案第 66 号・議案第 67 号・議案第 68 号)

平成 30 年 2 月 23 日
税 務 課

第 1 「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について (議案第 66 号)

1 改正理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 2 号) による地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) の一部改正により、知事が県税の賦課徴収に関して総合県税事務所に委任する事項を改める等の必要がある。

2 改正内容

(1) 総合県税事務所長に対する知事の権限の委任 (第 5 条関係)

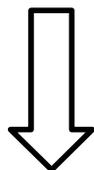
犯則事件の調査及び処分について、知事が行う事項及び総合県税事務所長に委任する事項に関する規定を整備することとする。

なお、現行の所管事項に変更はない。

[犯則事件の所管の見直しの概要]

【現行】

| 区分 | | 国税 | 県税 |
|------|----------|---------|--------------------|
| 根拠法令 | | 国税犯則取締法 | 地方税法において国税犯則取締法を準用 |
| 所管 | 重要な犯則事件 | 国税局長 | 知事 |
| | その他の犯則事件 | 税務署長 | 総合県税事務所長 |



- ・ 国税犯則取締法の廃止
- ・ 犯則事件に関する事項は、国税は国税通則法、地方税は地方税法に規定

【改正後】

| 区分 | | 国税 | 県税 | |
|------|----------|-------|------|----------|
| 根拠法令 | | 国税通則法 | 地方税法 | 県税条例 |
| 所管 | 重要な犯則事件 | 国税局長 | ※ 知事 | 知事 |
| | その他の犯則事件 | 税務署長 | | 総合県税事務所長 |

※ 条例により知事の権限を委任することができる。

犯則事件・・・租税に関する法律に関する違反のうち、懲役、罰金等の刑罰が適用されるべき事件

(2) 法人の県民税均等割の減免（第47条関係）

- ① 認可地縁団体に対する均等割の減免について、直前の期間に減免を受けている認可地縁団体が引き続き減免の要件を満たすと認められるときは、減免申請書の提出があったものとみなすこととする。

[改正前] 毎年度、減免申請書の提出が必要

[改正後] 減免を受けている認可地縁団体が引き続き減免を受けるときは、減免申請書の提出が不要

- ② 均等割の減免について、減免申請書の提出期限を納期限まで（現行：納期限前7日まで）とする。

(3) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、2(1)については平成30年4月1日から、2(2)及び(3)については公布の日から施行することとする。

第2 「秋田県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案」について（議案第67号）

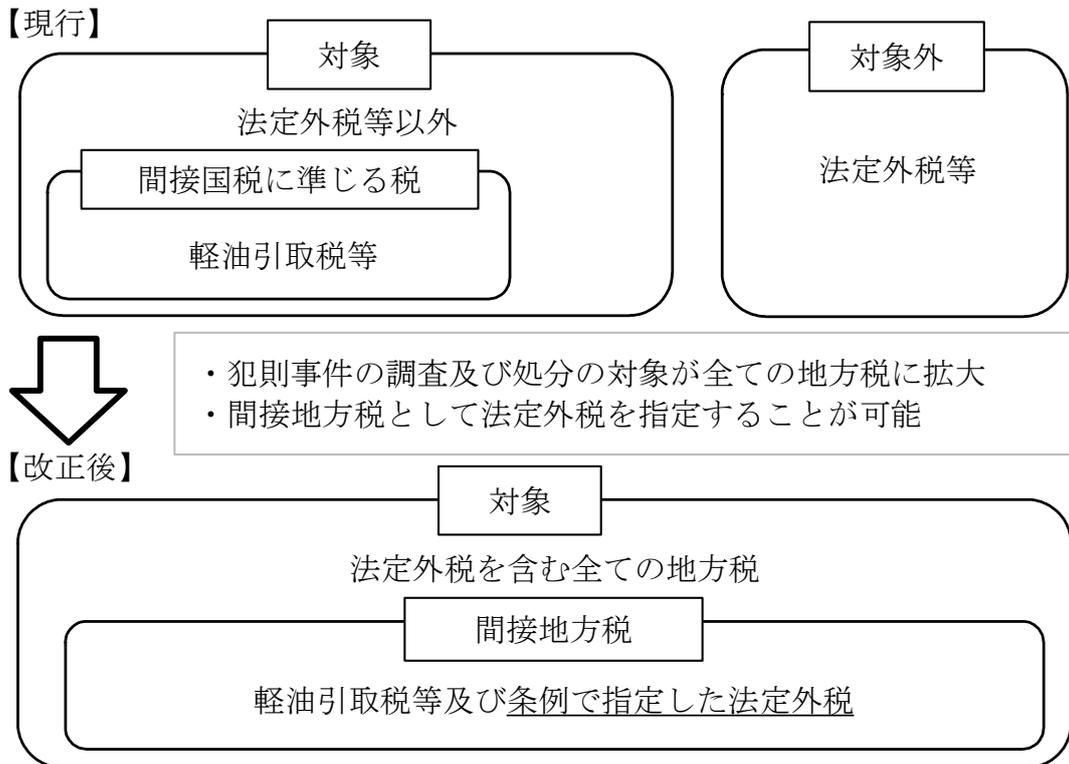
1 改正理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第239号）の施行により、産業廃棄物税を犯則事件の調査手続の対象とする必要がある。

2 改正内容

- (1) 現行犯事件における裁判所の許可状を要しない臨検、搜索等を行うことができる間接地方税として産業廃棄物税を指定することとする。（第16条関係）
- (2) 夜間における調査及び処分の制限を緩和される地方税として産業廃棄物税を指定することとする。（第16条関係）

[犯則事件の対象等の見直しの概要]



3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとする。

間接地方税・・・納税義務者と実際の納入者が異なる地方税のうち、法令に定めるもの（軽油引取税等）及び条例で指定する法定外税。犯則事件の調査・処分において、一部例外的な取扱いが認められる。

第3 「特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案」 について（議案第68号）

1 改正理由

県民税の課税免除を引き続き受けようとする特定非営利活動法人の負担の軽減を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

法人県民税の均等割の課税免除について、収益事業を行っていないことを理由として直前の期間に課税免除を受けている特定非営利活動法人が引き続き課税免除の要件を満たすと認められるときは、課税免除申請書の提出があったものとみなすこととする。（第5条関係）

[改正前] 毎年度、課税免除申請書の提出が必要

[改正後] 課税免除を受けている特定非営利活動法人が引き続き課税免除を受けるときは、課税免除申請書の提出が不要

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>（総合県税事務所長に対する知事の権限の委任）</p> <p>第五条 知事は、県税の賦課徴収に関する事項を総合県税事務所長に委任する。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。</p> <p>一 略</p> <p>二 重要な犯則事件の調査及び処分に関する事項</p> <p>三 略</p> <p>2 略</p> <p>（法人の均等割の減免）</p> <p>第四十七条 略</p> <p>2 前項の規定による均等割の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して総合県税事務所長に提出しなければならない。</p> <p>一 三 略</p> <p>3 第一項の規定による均等割の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合には、直ちにその旨を総合県税事務所長に申告しなければならない。</p> <p>4 法第五十二条第二項第四号の期間（以下この項において「期間」という。）の直前の期間に係る均等割について第一項の規定による均等割の減免を受けていた者（同項第三号に掲げる者に限る。）については、期間中において同項に規定する要件に該当すると総合県税事務所長が認めるときは、第二項の規定にかかわらず、同項に規定する申請書の提出があつたものとみなす。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、法人の均等割の減免に関し必要な事項は、規則で定める。</p> | <p>（総合県税事務所長に対する知事の権限の委任）</p> <p>第五条 知事は、県税の賦課徴収に関する事項を総合県税事務所長に委任する。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>2 略</p> <p>（法人の均等割の減免）</p> <p>第四十七条 略</p> <p>2 前項の規定による均等割の減免を受けようとする者は、納期限前七日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して総合県税事務所長に提出しなければならない。</p> <p>一 三 略</p> <p>3 第一項の規定による均等割の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を総合県税事務所長に申告しなければならない。</p> |

秋田県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案（議案第六十七号）新旧対照表

| | |
|---|----------|
| <p>新</p> | <p>旧</p> |
| <p>（犯則事件の調査及び処分） 第十六条 産業廃棄物税は、地方税法施行令第六条の二十二の四第六号に規定する法定外目的税であつて、条例で指定するものとする。</p> <p>2 産業廃棄物税は、地方税法施行令第六条の二十二の九第四号に規定する法定外目的税であつて、条例で指定するものとする。</p> | |

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案（議案第六十八号）新旧対照表

| | |
|---|--|
| <p>新</p> | <p>旧</p> |
| <p>（課税免除に係る申請） 第五条 略</p> <p>2 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第四号の期間（以下この項において「期間」という。）の直前の期間に係る県民税の均等割について第二条第一項の規定による県民税の均等割の課税免除を受けていた者について、期間中にあって収益事業を行っていないと総合県税事務所長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する申請書の提出があつたものとみなす。</p> <p>3・4 略</p> | <p>（課税免除に係る申請） 第五条 略</p> <p>2・3 略</p> |

財政の中期見通しについて

平成30年3月2日
財 政 課

1 中期見通しとは

将来を見据えた持続可能で安定的な財政運営を行うことを目的に、毎年当初予算編成時点（当初予算が骨格の場合は肉付け後）に作成している今後5年間の歳入歳出の見通し。

今回は平成30年度当初予算をベースとし、一定の経済成長を前提に、今後予定されている制度改正や大規模事業の計画を踏まえ試算した。

2 試算の結果

別紙のとおり

<6月試算からの変更点>

- 平成30年度当初予算編成において、歳出の見直しと財源確保対策により収支不足の改善を図り、財政2基金の取崩額を減少させた。
- 豪雨災害の発生により、平成32年度まで災害復旧関連の補助投資経費が増加し、財源となる県債発行額が増となったことから、県債残高の減少スピードが抑制された。
- そのほか、平成30年度当初予算を踏まえ、歳入歳出の時点修正を行った。

3 今後の財政運営

これまで一定水準が維持されてきた地方の一般財源総額が平成31年度に向けて見直されることから、今後は一般財源確保が一層厳しくなる見込みである。

こうした中であっても、様々な行政課題に対応していくため、できる限り国等の支援制度を活用することを基本とし、支援制度が設けられていない場合は制度創設を働きかけるほか、民間企業や県民等との協働をなお一層進める。

同時に、各年度の収支不足を圧縮するため、歳出の見直しを徹底するとともに、プライマリーバランスの黒字を維持しつつ、財政2基金残高の早期300億円台回復を目指す。

(単位：億円)

| | | H29年度 (6月補正後) | | H30年度 | | H31年度 | | H32年度 | | H33年度 | | H34年度 | | H35年度 | |
|--------|---------------------|------------------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|--|
| | | 予算額 | 予算額 | 伸率 (%) | |
| 歳入 | 県 税 | 915 | 916 | 0.1 | 923 | 0.8 | 952 | 3.1 | 979 | 2.8 | 972 | △ 0.7 | 965 | △ 0.7 | |
| | 地方消費税清算金 | 370 | 395 | 6.8 | 419 | 6.1 | 461 | 10.0 | 498 | 8.0 | 500 | 0.4 | 501 | 0.2 | |
| | 地方譲与税 | 182 | 182 | 0.0 | 151 | △ 17.0 | 90 | △ 40.4 | 30 | △ 66.7 | 30 | 0.0 | 30 | 0.0 | |
| | 地方交付税 | 1,953 | 1,915 | △ 1.9 | 1,911 | △ 0.2 | 1,910 | △ 0.1 | 1,907 | △ 0.2 | 1,900 | △ 0.4 | 1,896 | △ 0.2 | |
| | (参考) 地方交付税 + 臨財債 | 2,210 | 2,158 | △ 2.4 | 2,154 | △ 0.2 | 2,153 | △ 0.0 | 2,150 | △ 0.1 | 2,143 | △ 0.3 | 2,139 | △ 0.2 | |
| | 国庫支出金 | 670 | 725 | 8.2 | 704 | △ 2.9 | 684 | △ 2.8 | 670 | △ 2.0 | 642 | △ 4.2 | 633 | △ 1.4 | |
| | 県 債 | 676 | 761 | 12.6 | 722 | △ 5.1 | 719 | △ 0.4 | 698 | △ 2.9 | 671 | △ 3.9 | 659 | △ 1.8 | |
| | その他 | 1,024 | 833 | △ 18.7 | 823 | △ 1.2 | 818 | △ 0.6 | 815 | △ 0.4 | 812 | △ 0.4 | 807 | △ 0.6 | |
| | うち貸付金に 係る諸収入 | 678 | 541 | △ 20.2 | 531 | △ 1.8 | 528 | △ 0.5 | 526 | △ 0.5 | 523 | △ 0.4 | 521 | △ 0.4 | |
| | 計 | 5,790 | 5,727 | △ 1.1 | 5,653 | △ 1.3 | 5,634 | △ 0.3 | 5,597 | △ 0.7 | 5,527 | △ 1.3 | 5,491 | △ 0.7 | |
| うち一般財源 | 3,771 | 3,736 | △ 0.9 | 3,741 | 0.1 | 3,744 | 0.1 | 3,744 | 0.0 | 3,729 | △ 0.4 | 3,720 | △ 0.2 | | |
| 歳出 | 人件費 | 1,420 | 1,400 | △ 1.4 | 1,400 | 0.0 | 1,401 | 0.1 | 1,397 | △ 0.3 | 1,398 | 0.1 | 1,388 | △ 0.7 | |
| | うち退職手当 | 125 | 120 | △ 4.0 | 126 | 5.0 | 135 | 7.1 | 139 | 3.0 | 146 | 5.0 | 140 | △ 4.1 | |
| | 公債費 | 1,013 | 1,016 | 0.3 | 992 | △ 2.4 | 957 | △ 3.5 | 943 | △ 1.5 | 948 | 0.5 | 939 | △ 0.9 | |
| | うち元金分 | 895 | 916 | 2.3 | 909 | △ 0.8 | 874 | △ 3.9 | 850 | △ 2.7 | 849 | △ 0.1 | 844 | △ 0.6 | |
| | 清算金交付金等 | 398 | 396 | △ 0.5 | 419 | 5.6 | 461 | 10.2 | 500 | 8.4 | 500 | 0.1 | 500 | 0.1 | |
| | 社会保障関係経費 | 739 | 728 | △ 1.5 | 731 | 0.4 | 742 | 1.4 | 753 | 1.6 | 766 | 1.7 | 777 | 1.5 | |
| | 投資的経費 | 996 | 1,097 | 10.1 | 1,086 | △ 1.0 | 1,061 | △ 2.3 | 1,022 | △ 3.7 | 970 | △ 5.1 | 961 | △ 0.9 | |
| | 補 助 | 646 | 797 | 23.4 | 765 | △ 4.0 | 729 | △ 4.7 | 681 | △ 6.6 | 626 | △ 8.1 | 614 | △ 1.9 | |
| | 単 独 | 350 | 300 | △ 14.3 | 321 | 7.0 | 332 | 3.4 | 341 | 2.7 | 344 | 0.9 | 347 | 0.9 | |
| | 政策的経費 | 1,112 | 946 | △ 14.9 | 929 | △ 1.8 | 919 | △ 1.1 | 908 | △ 1.2 | 876 | △ 3.5 | 862 | △ 1.6 | |
| | うち貸付金 | 661 | 527 | △ 20.3 | 520 | △ 1.2 | 515 | △ 1.0 | 520 | 0.9 | 505 | △ 3.0 | 498 | △ 1.3 | |
| | その他 | 208 | 220 | 5.6 | 217 | △ 1.1 | 215 | △ 0.9 | 213 | △ 1.1 | 213 | 0.0 | 211 | △ 0.9 | |
| | 計 | 5,886 | 5,803 | △ 1.4 | 5,774 | △ 0.5 | 5,756 | △ 0.3 | 5,736 | △ 0.3 | 5,671 | △ 1.1 | 5,639 | △ 0.6 | |

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|------|------|---|-------|---|-------|---|-------|---|-------|---|-------|
| 財源不足額 (2基金繰入額) | △ 96 | △ 76 | / | △ 121 | / | △ 122 | / | △ 139 | / | △ 144 | / | △ 148 |
| 2基金繰入額 の積戻し等 | 73 | 80 | / | 80 | / | 80 | / | 80 | / | 80 | / | 80 |
| 積戻し後 年度末残高 ※1 | 276 | 280 | / | 239 | / | 198 | / | 138 | / | 74 | / | 6 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| 実質県債残高 ※2 | 12,719 | 12,563 | △ 1.2 | 12,377 | △ 1.5 | 12,222 | △ 1.3 | 12,070 | △ 1.2 | 11,892 | △ 1.5 | 11,706 | △ 1.6 |
| 臨財債除き | 8,174 | 8,040 | △ 1.6 | 7,829 | △ 2.6 | 7,623 | △ 2.6 | 7,476 | △ 1.9 | 7,326 | △ 2.0 | 7,159 | △ 2.3 |

※1 積戻し後年度末残高は、市場公募債の償還財源に係る積立額を除いた実質残高。

※2 実質県債残高は、県債残高から、市場公募債の償還財源として減債基金に積み立てる額に相当する額を除いた残高。

参考 推計の考え方

【歳入】

| 区 分 | 推 計 基 準 |
|--------------------------|--|
| 県 税 地方消費税清算金 地方譲与税 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年度以降の税収は、名目経済成長率が年0.28%として推計した。(過去5年間の本県名目経済成長率の平均) ○ 税制改正については、平成31年10月から消費税10%、地方法人特別税の廃止に伴う平成31年以降の法人事業税への復元等を見込む。 |
| 地方交付税 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県税と同様の経済成長率で試算を行った。 ○ 基準財政需要額は、人口減少による影響を踏まえて積算した。 |
| 国庫支出金 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業費に連動して積算した。 |
| 県 債 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時財政対策債は、今年度と同額で推計した。 ○ その他の県債は、事業費に連動して積算した。 |

【歳出】

| 区 分 | 推 計 基 準 |
|----------|---|
| 人 件 費 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員数について、知事部局は県人口の減少に伴い正職員数を一定数縮減するものの、行政サービスの維持に鑑み、再任用を含めた職員数はほぼ横ばいと見込み、警察本部は今年度と同数、教育委員会は子どもの数の減少に伴い、一定程度減少していくものと見込み積算した。 |
| 公 債 費 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県債の既発分に係る元利償還金に、新規発行見込み分を加えて積算した。 |
| 清算金交付金等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 歳入の地方消費税等と連動して推計した。 |
| 社会保障関係経費 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の概算要求時点での推計を基に、本県の人口、高齢化の動向を踏まえて積算した。 |
| 投資的経費 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一定水準の事業費を見込んだうえで、想定される大規模事業を上乗せして積算した。 |
| 政策的経費 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 想定される個別事業を積み上げて積算した。 ○ その他の事業は、政策の重点化を前提に一般財源ベースで毎年△10%として積算した。 |